

議案第 2 号

瑞穂町墓地等の経営の許可等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年東京都条例第 1 0 7 号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(墓地等の経営主体)

第 3 条 墓地等を経営することができる者は、原則として地方公共団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合

は、この限りでない。

- (1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を、町の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「宗教法人」という。）
- (2) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された事務所を町の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「公益法人」という。）

(3) 祭祀承継に伴い個人の既存の墓地を経営しようとする者

- 2 前項第1号及び第2号に規定する事務所は、その所在地に設置されてから7年を経過し、かつ、活動を実施しているものでなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、既に第17条第1項の規定により墓地の経営の許可を受けた宗教法人若しくは公益法人又は同項の規定により墓地の区域の変更の許可を受けた宗教法人若しくは公益法人が新たに墓地を経営しようとするとき、又は当該宗教法人若しくは公益法人が経営する墓地の区域を拡張しようとするときは、当該許可を受けてから7年を経過しているものでなければならない。ただし、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（墓地等の経営の許可等の申請）

第4条 墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、次条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければ行うことができない。ただし、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該手続の全部又は一部を省略することができる。
- 3 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場

の施設の変更の許可又は墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請が墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係るものである場合は、次条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければ、当該申請を行うことができない。ただし、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該手続の全部又は一部を省略することができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。
(申請前の協議)

第5条 前条第1項の規定による申請をしようとする者及び同条第3項の規定による墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係る申請をしようとする者(以下これらを「申請予定者」という。)は、当該申請に係る計画(以下「墓地等の計画」という。)について、町長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行うときは、規則で定める協議書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による協議があったときは、申請予定者に対して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(標識の設置)

第6条 申請予定者は、前条第2項の規定により協議書を提出したときは、墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張又は墓地等の設置に係る区域(以下「建設予定地」という。)の近隣に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者(以下「近隣住民等」という。)に対し、墓地等の計画についての周知を図るため、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第7条 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を町長に報告しなければならない。

(近隣住民等の意見の申出)

第8条 近隣住民等は、墓地等の計画について、次に掲げる事項に係る意見があるときは、規則で定めるところにより、町長に申し出ることができる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項
- (2) 構造設備と周辺環境との調和に関する事項
- (3) 建設工事の方法等に関する事項

2 前項の規定による申出に正当な理由があると町長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、第1項の意見についての協議結果を町長に報告しなければならない。

(墓地の設置場所)

第9条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地を經營しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く。）で、所有権以外の権利が存しないものであること（地方公共団体が經營しようとする場合を除く。）。
- (2) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備基準)

第10条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）と墳墓を設ける区域との間に、幅員が1メートル以上の緑地等の緩衝帯を設けること。
- (2) 敷地の境界には、規則で定める基準を満たす障壁又は密植した樹木の垣根を設け、外部と区画すること。
- (3) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造した規

則で定める幅員の通路を設けること。

- (4) 雨水又は汚水が滞留しないように適正な排水施設を設けること。
- (5) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。
- (6) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。
- (7) 墓地の出入口が規則で定める幅員の道路に接していること。

2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、前項の規定に準ずる。

(納骨堂の設置場所)

第11条 納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂を經營しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く。）で、所有権以外の権利が存しないものであること（地方公共団体が經營しようとする場合を除く。）。
- (2) 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること（地方公共団体又は第3条第1項第2号に規定する公益法人が經營しようとする場合を除く。）。

(納骨堂の構造設備基準)

第12条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。
- (2) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
- (3) 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。
- (4) 必要な換気設備を設けること。
- (5) 出入口及び窓には、防火戸を設けること。
- (6) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること（納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨装置を除く。）。

(火葬場の設置場所)

第13条 火葬場の設置場所は、住宅等からの水平距離がおおむね250メートル以上離れていなければならない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の規定は適用しない。

(火葬場の構造設備基準)

第14条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。
- (2) 出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (8) 規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。

(管理者の講ずべき措置)

第15条 墓地等の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓石が倒壊し、若しくはそのおそれがあるときは、速やかに、安全措置を講じ、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
- (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに、修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。

(工事の完了の届出)

第16条 墓地等の経営者は、当該墓地等の新設、変更又は廃止に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(経営の許可)

第17条 町長は、前条の規定による当該墓地等の新設又は変更

係る届出があった場合において、当該届出に係る墓地等が第9条から第14条までに規定する基準に適合すると認めるときは、当該墓地等に係る法第10条の許可をするものとする。

2 町長は、前条の規定による当該墓地等の廃止に係る届出があった場合において、適当と認めるときは、当該墓地等に係る法第10条の許可をするものとする。

(みなし許可に係る届出)

第18条 法第11条第1項又は第2項の規定により、墓地若しくは火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、その墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(申請事項変更の届出)

第19条 第17条の許可を受けた者(以下「経営者」という。)は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第4条第1項又は第3項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、前条の規定による届出をした者について準用する。

(焼骨以外の埋蔵の禁止等)

第20条 墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならない。ただし、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(無縁の焼骨の保管等)

第21条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に掲げるところにより保管し、又は埋蔵しなければならない。

(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、1体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日、改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。

(2) 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。

(勧告)

第22条 町長は、申請予定者が第5条から第7条まで並びに第8

条第2項及び第3項の規定による手続を適正に行っていないと認めるときは、申請予定者に対して、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第23条 町長は、申請予定者が前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に対して、期間を定め、意見を述べる機会を与えるものとする。

(立入調査)

第24条 町長は、墓地若しくは納骨堂の経営者又は管理者の協力を得た上で、この条例の施行に必要な限度において、町職員に当該墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号。以下「都条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定による東京都知事の許可を受けた町の区域内に存する墓地等及び附則第5項の規定により都条例の例により墓地等の経営

の許可等を受けた墓地等（以下「既存墓地等」という。）については、施行日以降の申請により墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合を除き、第3条第1項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「町の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「宗教法人」という。）」とあるのは「都内又は瑞穂町に隣接する都外の市の区域内に有するもの」と、第2号中「公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された事務所を町の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「公益法人」という。）」とあるのは「公益法人」とする。

- 3 既存墓地等については、施行日以降の申請により墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張し、又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、第3条第2項及び第3項、第10条第1項第7号並びに第14条第8号の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に、都条例第4条第1項又は第2項の規定により東京都知事に対してなされている申請で、町の区域内の墓地等に係るものは、第4条第1項又は第3項の規定により町長に対してなされたものとみなす。
- 5 前項の規定により町長に対してなされたものとみなす都条例第4条第1項又は第2項の規定による東京都知事に対する申請に係る墓地等について、墓地等の経営の許可、墓地の区域若しくは墳墓の区域の変更の許可又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を行う場合の基準は、この条例の規定にかかわらず、都条例の例による。